

商業者の復旧・復興活動と帝都復興

－ 上野駅前の旅館「福仙」の事例を中心に －

田中 傑



1. 研究の背景・目的

筆者は20年前、帝都復興期の社会基盤整備の一方で生じた住民の焼け跡への復帰や入れ替わり、家屋の物的な変遷を探る歴史研究をおこなった。当時の公的な統計と事業誌、そして私的な町会誌とを組み合わせることで「復興期における地域住民の行動を(集団的に)明らかにした」と満足だったものの、史料上の制約から個々の地域住民による店舗再建や営業再開からその後の展開に至るタイムラインに殆ど触れなかったことが気になり、その後、全く別のテーマに取り組みながら東京下町地域の商業者の復旧・復興に関する史料を収集してきた。

今回、原稿の依頼を頂戴した際、それらの史料を用いて20年前の落ち穂拾いをしようと考えたが、東京下町には多数の商業者がいたし、収集出来た史料も一定の地区・一定の商業者に特化した網羅的なものではなかったため、代表性の点で心許ない。

ただ、そもそも東京下町地域の個別商店の旧所在地での復旧・復興状況を統計的に把握することは難しいので、彼らの復旧・復興の実態を明らかにするには個別事例の積み上げを続けていくほかないと考える。というのも、1923年11月15日施行の東京市市勢統計課編(1924)、「震災直後ノ市勢統計(震災地人口調査)」では被災当時と現在の住所・職業、今後の住所と現住所での在留見込み期間など興味深い調査項目があった(当時の調査啓発チラシによる)が、その結果は伝わっていないし、1924年10月1日施行の東京市統計課編「東京市市勢調査統計原表」は収集されたデータが属地的なものではないため、焼け跡への復帰や焼け跡での事業の再開・継続の様子を把握する目的では使えないからである。

以上から、本稿では関東大震災で被災した東京下町の商業者のうち、震災前・震災後の店舗建物の写真が収集でき、店舗再建や事業再開の時期を絞り込めたものを対象に、彼らの再建・再開とその後の展開に至るタイムラインを復元的に把握することで、「帝都復興」という大きな時代の波の中にあつた個別の商業者の復旧・復興の足跡を明らかにしたいと考える。

2. 帝都復興期の市街地再建過程の概要

再建過程はおおまかに、(1)被災地へのバラックの建設、(2)バラック市街地を対象とした社会基盤整備の計画・実施、(3)バラックの適法化という流れでまとめられる。この「バラック」には同時代の文献で「ピンからキリまで」⁽¹⁾と表現された通り、様々なものが存在した。

それは、そもそもバラックが勅令第414号『東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル假設建築物ニ關スル件』に定めるように地震発生から半年以内に着工し、5年以内に除却する約束で市街地建築物法の適用を殆ど免除(衛生上・保安上必要な措置を命じる権限は留保)された仮設建築物と定義されていたにも関わらず、その後、着工や除却の期限が建物用途や区画整理地区の内外・防火地区指定の如何によって夫々延長されたためである。

帝都復興区画整理地域が1924年3月に告示されると、バラックの建設には地方長官による許可が必要となった。これには、事業実施が決まった以上、無計画なバラック建設を続けることが事業実施の障害や補償支払いへの負担を増大することになるのを避ける目的があつた。

区画整理の施行によって各バラックは部分除却、曳

家、解体移築などの手法を組み合わせ、換地先へ移転した。移転後は建物所有者の意向や先述の除却期限にあわせたバラックの適法化（建て替え、改修）がなされた。

3. バラックでの営業再開挨拶状

(1) 井筒屋旅館

井筒屋旅館は中村倉太郎が経営していた旅館で、そ

の営業再開挨拶状（図1）には所在地が書かれていないが、「東京旅館下宿名簿」^②によれば下谷区下谷町2丁目6番地にあった。これは上野駅の広小路口の真正面で、市電の停留所の目の前でもあり、図2の①部分に写っている（建物正面に「井筒屋旅館」、棟に「旅館」という文字がそれぞれ右横書き）。挨拶状によれば、地震の2ヶ月後から再建の努力をしていたが、結局、1924年2月27日に再開業したという。この建

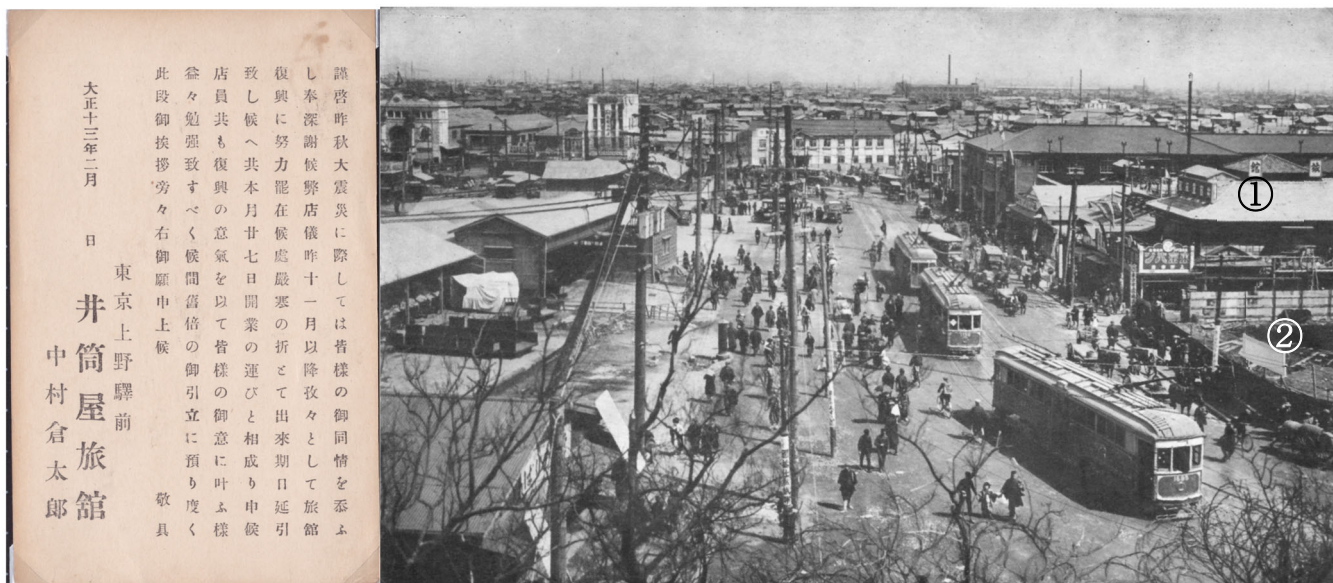


図1 井筒屋旅館の営業再開挨拶状 図2 バラック時代の井筒屋旅館(1924年の3月以降、芽吹きの前)



図3 建設中の井筒屋旅館のバラック(1924年2月以前)

物の建築工事中を撮影した図 3 の遠景に写っている建築中の旅館 福仙 (③) の建物が同じく 1924 年 3 月までに着工していたはず (後述) なので、ここに写る建物で 2 月 27 日再開業を実現したと見られる。撮影も同時期であろう。

震災前の 1912 年の地籍台帳によれば、井筒屋旅館の建っていた土地 (下谷区下谷町 2 丁目 6 番地 1) は横浜の実業家、二代目若尾幾造が所有していた^③。井筒屋旅館は区画整理後の 1937 年時点では従前の位置からは東に移動した同じ広小路口前 (下谷区仲徒町 4 丁目 41 番地) で営業していた^④が、そこも若尾幾造の所有地であった^⑤。井筒屋旅館は震災前から少なくとも復興期が終わるまでの長期間、同一人物からの借地上の建物で経営していたのである。

次に、井筒屋の復旧からは議論が逸れるが、図 2 の撮影時期を検討したい。それは図 2 と図 3 を比較すると前者では②の部分 (下谷区下谷町 2 丁目 5 番地^⑥) にあった簡素なバラック群が撤去されており、それらバラックの存在して居た期間を推定することで復旧・復興のフェーズを時間的に再定義できると考えたからである。この場所にはのちに東京市街高架線東京上野間第 6 工区の高架が建設された (余談となるが、この高架の建設地 (旧下谷区五條町) から転出したのが現在上野公園内の不忍池寄りに鎮座している五條天神社である)。同工区では高架の「基礎及上部其他工事」が 1925 年 8 月までに竣工している^⑦ため、ひとまず図 2 の撮影時期は 1924 年 3 月以降、翌年 8 月以前と絞り込める。また、写り込んだ木々が落葉していること、通行人の服装が夏服ではないこと、プレキャスト部材を用いる現代と異なり、当時は高架の建設に時間を要したであろうこと、川口利雄 (1924) が 1924 年 2 月号の原稿執筆の時点で「御徒士町電車通以北は五条町まで (先述の第 6 工区) ... 目下根掘に極力急いで居る」^⑧と記していることから、五条町至近の下谷町 2 丁目付近での着工に先立ってバラック群が撤去されたのは 1924 年の芽吹き時期より前だったと考えられる。この推定が正しい場合、下谷町 2 丁

目 5 番地のバラック群は震災発生から半年程度しか存在しなかったことになる。

震災前から鉄道用地になることが決定して居た土地とその他の土地とでは事情も異なるだろうが、旅館福仙の事例でも後述するように、地震直後の材料も人手もない時期に応急的に建てられた簡素なバラックが帝都復興土地区画整理事業の告示までの半年程度利用されてから増築・改築・新築されて姿を消していったということは被災地で一般的に見られる情景と変わりなかった。だから、この半年という時間は簡素なバラックの持つ天寿だったと思われる。

(2) 阿部彦商店

阿部彦商店あるいは阿部彦四郎商店は浅草橋の橋詰め近くに位置する浅草区茅町 1 丁目 2 番地 1 所在^⑨の金物・西洋食器商で、富貴竈本舗と称した。震災前は木造の和風建築の半分を洋風建築に改築した店舗 (図 4) を構えていたが、震災で失った。

同店から出された 1924 年 1 月 1 日付の挨拶状 (年賀状) (図 5) には図 4 と同じ視点から描かれたと思われるバラック店舗の図が見える。その文面に「愈々店舗増築工事も落成致し候」とあるため、このハガキに描かれた建物が震災直後に建てられた初期のバラックに増築されたものと推察される。建物は平家で角に塔を建てており、庇を支える角柱の上端は庇の上に突出して、そこに照明器具が設置されている。



図4 阿部彦商店の震災前の店舗

阿部彦は 1912 年当時の地籍地図にも登場⁽¹⁰⁾し、同じ年の地籍台帳を見ると店舗の建っていた土地を所有していたことが判る。持ち地ならば焼け跡各所で紛糾していた借地権の存続問題とは無縁だった訳だが、その後、同店は下谷区二長町 52 番地（1929 年時点）、浅草区南元町 4 番地（1934 年時点）、浅草区蔵前 2 丁目 7 番地（1936 年時点）という具合に移転を繰り返した⁽¹¹⁾。

浅草区旧茅町 1 丁目 2 番地 1 は区画整理後の町名整理を経て同区浅草橋 1 丁目 2 番地 3 とされたが、1934 年当時の所有者は戸谷佐治⁽¹²⁾で、阿部彦四郎ではない。また、先述の移転先の土地の所有者を 1934 年/1935 年時点で確認したが、いずれも阿部彦四郎ではなかった。仮営業開始から帝都復興区画整理の施行にかけてのいずれかの時点で所有地（旧茅町 1 丁目 2 番地 1）を処分しなければならない事情が生じたのだろう。

4. 区画整理後の営業再開挨拶状

(1) 那須館

那須館（旅館）が震災前に所在していたのは下谷区上車坂町 14 番地で、経営者は箭内國三郎であった⁽¹³⁾。この場所は上野駅の東側で、上車坂町通りの角地に位置しており、1912 年時点の底地の所有者は本所区小

梅業平町 4 番地の古川孝七であった⁽¹⁴⁾。

その後、帝都復興区画整理によって目の前の上車坂町通りが拡幅されて幹線街路第一号（昭和通り）となったが、那須館はほぼ同じ位置に換地がなされ、そこに図 6 の建物が建てられた⁽¹⁵⁾。建物はモルタル塗りの木造 2 階建て建築とみられる。写真の手前を左右に通る幹線街路第一号（昭和通り）の沿道には奥行き 6 間（10.8m）の路線的甲種防火地区が指定されていて、指定地内では耐火構造で建築する必要があったが、那須館のこの木造モルタル 2 階建て建築はいわゆる甲種防火地区内バラックとして耐火構造での建築を猶予されたものである。

上車坂町 14 番地は区画整理に引き続いての町名町界地番整理によって同町 26 番地へと地番が振り替えられた⁽¹⁶⁾。その所有者は 1935 年時点では本郷区湯島三組町 16 番地の恩田久治だったので、那須館は既述の井筒屋旅館と同様、震災前から帝都復興区画整理後にかけての期間、地主が変わりながらも同じ借地上で経営していたことになる。

那須館のあった一带は第 36 土地区画整理地区に属していた。同地区での建物移転は 1926 年 2 月に着手され、1928 年 9 月までに完了した⁽¹⁷⁾。図 6 が印刷されたハガキには 1929 年 6 月 24 日の消印があり、文面に「昨年普請中…」とあることから、那須館は 1928



図5 阿部彦商店のバラック(1924年1月以前)



図6 那須館のバラック(1929年6月以前)

年のうちに換地先へ建物を移転し、その後改築または改修したことが窺える。本地区での換地処分案は地区内の建物移転が全て完了したあと、1928年12月2日に土地区画整理委員会に諮問され、同11日に原案通りに可決され、1929年1月4日の内務省告示第1号をもって換地処分の告示がなされた⁽¹⁸⁾から、那須館の甲種防火地区内バラックは着工期限までに時間的な余裕が十分にあった。

(2) 尾中法律特許事務所

尾中勝也法律特許事務所は山手線の電車が御徒町駅を発車して上野駅へ向かう途中、その線路の高架の東側付近に位置していた。

各種の資料が伝える同事務所の所在地はまちまちであるが、それは区画整理と町名町界地番整理が行われたため、先述の那須館同様、実態としては殆ど移動しておらず、同じ場所にあり続けた。まず1923年の震災直前期には(旧)仲御徒町3丁目71-73番地にあり⁽¹⁹⁾が、区画整理が終わった1934年でも同じ(旧地番表記のまま)71番地に所在していた⁽²⁰⁾が、別の資料では1929年に仲徒町4丁目29番地(この

「二九」は「二六」の誤植と考えられる⁽²¹⁾、1934年・1944年には同26番地⁽²²⁾に所在したとされる。同事務所のあった一帯が属していた第34区画整理地区の原形図と換地位置決定図を見ると、(旧)仲御徒町3丁目71-73番地は合筆された土地だったが、区画整理時に幅員8mの道路で大小二つの区画に分けられるかたちで換地が交付された。その小さな方に割り振られたのが(新)仲徒町4丁目26番地⁽²³⁾で、跡地には5階建ての(株)尾中ビルが建っている⁽²⁴⁾。

尾中事務所の建物が建っていた土地の所有者は、1912年時点(震災前

の仲徒町3丁目71-73番地)では京橋区木挽町4丁目9番地の永島常安(71番地1・73番地1)と下谷区仲徒町3丁目19番地の清水半七(71番地2と72番地)⁽²⁵⁾の2名、1935年時点(町名整理後の仲徒町4丁目26番地)の所有者は下谷区仲徒町3丁目19番地の清水半七⁽²⁶⁾である。なお、1912年時点のもう一人の所有者であった永島常安の名前は、事務所のあった土地が区画整理で幅員8mの道路が二分された際のもう一方の大きな区画((新)仲徒町3丁目58番地)の所有者として記録されている。

震災で失われた尾中事務所の建物の所有者を史料に即して示すことは出来ないが、おそらく尾中勝也の持ち家であった。そして、区画整理後に建てられた事務所建物も持ち家だったため、新築挨拶状(図7、図8)が作成されて関係者に発送された。つまり、同事務所は震災前後で同一人物からの借地の上に建っていた持ち家で経営されていたことになる。

さて、新築挨拶状によれば、同事務所は1928年10月までに竣工していた。この一帯は後述の旅館 福仙と同じ第34区画整理地区に属していて、区画整理にともなう換地先への建物移転は1926年5月に着手さ

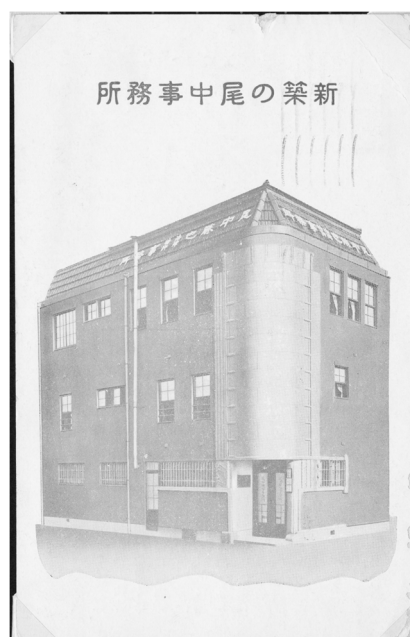


図7 尾中事務所(1928年10月消印)

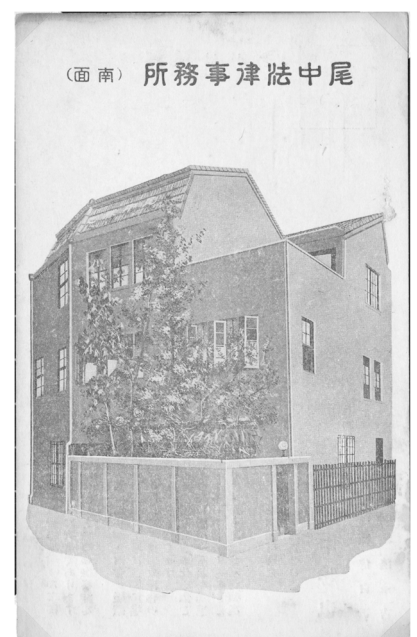


図8 尾中法律事務所(南面)

れ、1928年10月までで完了した⁽²⁷⁾。仲徒町4丁目29番地は那須館や後述の旅館 福仙の敷地と異なり、甲種防火地区に指定されていなかったため、この建物は市街地建築物法の規定を満たす所謂「本建築」でなければならなかったから、耐火建築への建て替え義務を猶予されるために換地処分の告示日までに木造建築を駆け込み着工をする必要はなかったが、建物移転が完了してすぐ改築に取り掛かったことが判る。

用途や規模に着目して木造と判断される3階建て建物に載った勾配のある屋根には「尾中勝也法律特許事務所」という箱文字看板がついている。3階建ての屋根の高さに斜めに置かれていた看板は山手線の乗客を訴求対象としていたとははずなので、図7が事務所建物の南面を描いたものならば図6は山手線に向けた北側および西側を描いたものである。

5. 旅館 福仙の事例

(1) 被災・焼失からバラックでの営業再開

以上論じてきた事例では震災前から区画整理後までの全ての時期の写真を手に入できなかったが、本章が対象とする旅館 福仙については震災前から区画整理後までの再建過程を大まかなタイムスタンプ入りで再現できた。それは同旅館が上野公園の西郷像の立つ山王台の南東方に俯瞰できる下谷区御徒町3丁目30番地に立地していたことが大きい。

同旅館は1910年の旅館案内で「開業明治二十九年和風三階建客間三十」と紹介されている⁽²⁸⁾。同旅館が1906年に出した年賀状⁽²⁹⁾には縁側のある3階建ての和風建築の旅館が描かれているおり、この建物が開業(1899年)⁽³⁰⁾から震災(1923年)まで27年間稼働していたものと考えられる。経営者の小澤仙太郎は文久2年(1862年)7月生まれ⁽³¹⁾で、御徒町での開業は彼が37歳だった年にあたる⁽³²⁾。

これ以降、彼は地元、徒三四町会長⁽³³⁾の任に就いていた61歳で関東大震災に遭遇し旅館建物を喪失、同じく61歳で後述するバラック建ての旅館建物を再建して営業を再開(1924年3月以前)し、65歳で帝都

復興土地区画整理によって旅館建物を部分的に除却しながら換地先へ曳家し、その半年後、66歳で換地先に移転した建物を大規模に改築した。区画整理の実施がいつになるのか不透明であったにも関わらず、仮設建築物を建て、還暦を過ぎて居たのに旅館の営業を再開し経営を続けたのである。

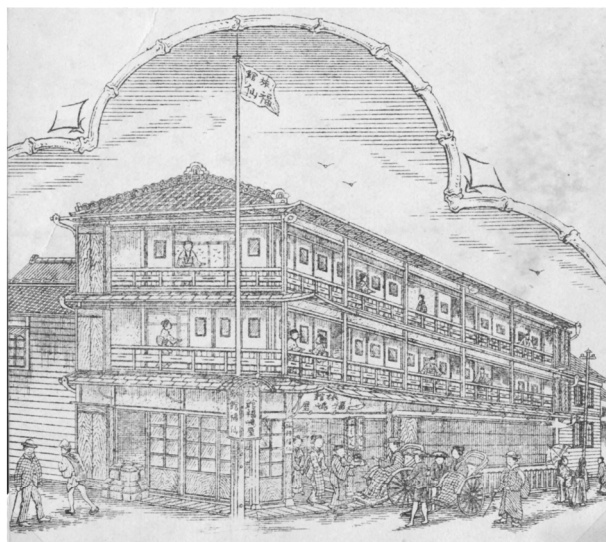


図9 震災前の旅館 福仙の年賀状(1906年)

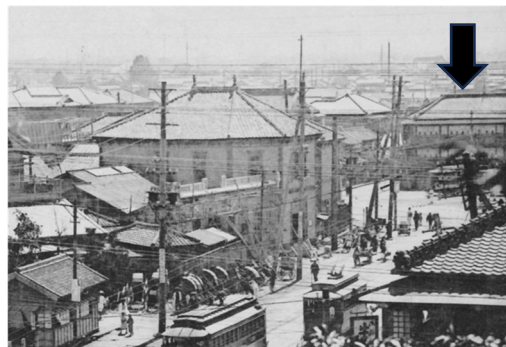


図10 震災前の旅館 福仙(矢印)



図11 旅館 福仙の焼け跡(中央部分)

図10は上野駅の現在の広小路口付近を撮影した絵葉書⁽³⁴⁾の一部分で、上野公園山王台付近から南東方向を撮影している。画面の右の矢印の先に先述の年賀状に見える縁側が廻らされた旅館建物が見える。

図11はこの木造3階建ての建物が関東大震災時の火災で焼失したあとを撮影した絵葉書⁽³⁵⁾の一部分である。このフェーズでは福仙の跡地には何も建てられていない。以下、この画角で撮影された写真を定点観測していく。

図12は撮影日時が1923年10月17日と明らかにされている写真⁽³⁶⁾の一部分で、福仙の跡地に大小の切妻屋根の建物が2~3棟建っていて(図12の①、②)、その周囲に建ち並ぶバラックの屋根が白っぽく写るのが確認できる。地震から7週間経たない時点では当然だが、焼け跡への復帰は後述するような2階建ての装飾性をともなったバラックではなく、平家の簡素なバラックによってなされていたと判る。

図13は3章で示した図3の絵葉書⁽³⁷⁾の一部分で、既述のように筆者は1924年2月以前の撮影と考えている。1923年10月17日時点で存在していた平家の簡素なバラック(図12中の①)の位置には足場の架けられたままの切妻屋根2階建てのバラック(図13の①)が見え、その傍らには図12中の②が残存している。今和次郎はその著書、『民俗と建築』において「新しい下見張りの商店としてのバラックはもう既に出て来てあるけれど、焼け跡へ先づ取っ付き足だまりとしてかんたんに焼トタンでハットを作ったのが、そのまゝ尚ほ居住の部分として採用されてる」⁽³⁸⁾た事例を紹介しているが、それと同様に、地震発生から数ヶ月のうちにバラックを継ぎ木するようにして営業再開を目指した様子が見て取れる。

図14はバラック営業時代の旅館福仙が写っている絵葉書の一部で、図13と比較すると、足場の架かっていた切妻屋根2階建ての旅館建物(図13中の①)が竣工し、図12と図13に写っていた切妻屋根平家のバラック(②)を撤去しその跡地を利用して向かって左側(北側)に増築したことが判る(図

14の②')。この部分が「特別都市計画法第六條ノ規定ニ依ル補償金調書 第三十四地區第二十八移転群」の「建物所有者調」⁽³⁹⁾に出てくる建物番号49(所有者:小澤仙太郎)のうち、帝都復興土地区画整理施行地域の告示がなされて以降必要となった地方長官(東京府知事)による許可を受けていなかったとされる延坪数15.58という部分なのだろう。つまり、向かって右手の大部分⁽⁴⁰⁾については1924年3月以前に建築されていたことがこの「補償金調書」からも裏付けられる。この「不許可」部分については帝都復興土地区画整理にともなう補償金の算



図12 焼け跡に建つバラック(1923年10月17日撮影)

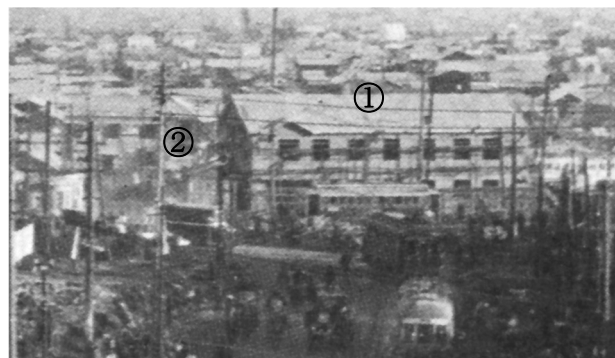


図13 バラック営業時代の旅館福仙(1924年早春撮影)



図14 バラック営業時代の旅館福仙(1924年3月以降撮影)



図15 区画整理後の旅館 福仙



図16 区画整理後の再開業挨拶状(部分)(1928年早春)

定対象外であった⁽⁴¹⁾。福仙としては、その部分についての補償金が得られないとしても、営業スペース(室数)をできるだけ増やしたかったのであろう。

(2) 昭和通りの整備とバラックの大改修

和泉橋通りが拡幅され、通りに面していた福仙は建物の部分的な除却をともないながら換地先へ曳家され、それによって幅員44mの幹線街路第一号が完成した。その際、換地先に収まるように建物の南側と東側(建物の裏手)を部分的に取り壊した。第28建物移転群の移転計画図をトレースして計算したところ、旅館建物は建坪にして16%ほど狭くなった。

旅館建物のあった場所は甲種防火地区が路線式(道路境界から奥行き6間幅)に指定されていて、建物の新築時に少なくとも外壁を耐火構造とする必要があったが、この大改修されたバラックは木造のモルタル塗で、先述的那須館と同様、甲種防火地区内バラックとして耐火構造への建て替えが猶予されていたもの

である。

先述の「補償金調書群」を見ると、旅館 福仙とその周辺の建物から成る第28建物移転群の移転工期(計画上)は1927年6月1日から9月13日とされていた。4章(2)で触れたように、第34地区での建物移転は1928年10月に完了したが、旅館 福仙の周辺の家屋(第28建物移転群)はそれよりも1年以上前に完了していたのである。この移転工事に際して福仙は当初の予定で42日間の休業を余儀なくされた。休業が予定通りに明けたかどうかはわからないが、「新築落成御披露」と題した写真絵葉書には1928年3月19日に開店したとある。

区画整理後に撮影された図15⁽⁴²⁾と図14を比較すると、旅館建物の屋根が切妻屋根からギャンブレル屋根へと変更されたことが判る。区画整理がもたらした建坪の減少に屋階の新設で対応した格好である。この建物が換地への移転から9年後の時点で建て替えられて居なかったとすれば、それは32部屋、211畳の建物だった⁽⁴³⁾。この部屋数は震災で失われた建物(「客間三十」と)とほぼ同じである。

(3) 45年間の納税額の推移

最後に旅館 福仙(の経営者の小澤仙太郎)の納税額の推移を概観し、税制改正や景気変動、インフレの影響を含んだ数字であるにせよ、震災の被害や復旧・復興の進捗が経済活動にどのように反映していたかを確認したい。

図17は『日本紳士録』(交詢社)の各年版⁽⁴⁴⁾に掲載された小澤仙太郎(旅館 福仙)の納税額の推移を示したものである。彼は明治20年代後半以降昭和19年までほぼ全ての版(年)で登場し、明治30年代以降は納税額も把握できる。

所得税の納税額は、1911年(課税基準は1910年の所得、以下同じ)から1917年にかけては60-80円台で増減して居たが、1918年に274円に跳ね上がり、1919年には412円に達した(大戦バブルの影響)。その後は戦後恐慌や関東大震災によると見られる減

少が起きたが、1927年には震災後の復旧・復興を反映したと見られる増加が起きた。そして1932年から1937年にかけて低く留まる期間（昭和恐慌の影響）を挟み、1938年以降の好況とインフレ（と恐らく累進税率適用）で1939年以降は縦軸の上限を越えてしまう⁽⁴⁵⁾。

他方、営業税 / 営業収益税の納税額は、外形が課税標準だった1926年までと、収益が課税標準となった1927年（紳士録のデータへの反映は翌1928年版）以降とを区別する必要があるが、後者については所得税の推移と似た動きを見せる。

1927年から1931年までの取得税の額、1929年から1930年にかけての営業収益税の額を見ると、個別の商業者にとっては与件である景気循環の波にさらされながらも、復旧・復興を実現し、経済活動を活発にしていたことが判る（ただし、都市計画を立案する側の人間からすれば、耐火建築への建て替えを実現しなかった（できなかった）点で復興の目的が達せられ

だったかも知れない。そして、このような記録に残らず、復旧・復興を果たせなかった商業者も少なからず居ただろうが、「少産多死」時代の現代とは異なり、「多産少死」の当時は新規参入者がやってきて彼らの居なくなった穴を埋めた。

「多産少死」時代はあらゆる問題を人口増加が帳消しにしてくれたが、「少産多死」時代の復旧・復興はどうなるのか。「多産少死」時代における人口増加と同様に、人口減少をどう味方につけるかが大事になるのだろう。

補注

- (1) 小倉庫次、仮設建築物撤去延期問題、都市問題第3巻第6号、(財)東京市政調査会、p.23、1926年12月
- (2) 東京旅館組合本部編(1922)、東京旅館下宿名簿 大正十一年三月調、p.107
- (3) 東京市區調査會編(1912) 東京市及接続郡部地籍地圖下巻、下谷 p.10 および東京市區調査會(1912) 東京市及接続郡部地籍臺帳下巻、下谷 p.12
- (4) 東京市役所(1937)、東京旅館案内、p.21
- (5) 内山模型製圖社編(1935)、東京市下谷區地籍台帳、仲徒町四丁目 p.12。なお、仲徒町4丁目41番地が下谷町2丁目6番地1の換地先であったことは、東京市編(1932)、帝都復興區劃整理誌 第三編各説 第三卷所載の「第三十四地區換地位置決定圖」からも読み取れる。
- (6) 東京市區調査會編(1912) 東京市及接続郡部地籍地圖下巻、下谷 p.10
- (7) 鐵道省編(1925)、東京市街高架線東京上野間建設概要：東京市街高架線路平面圖付、p.13
- (8) 川口利雄(1924)、鐵道省東京市街高架線工事の概要と現況、土木建築雑誌 3(2)、p.64、シビル社1924年2月
- (9) 東京市區調査會(1912)、東京市及接続郡部地籍地圖下巻、浅草 p.2。日本商工通信社編(1923)、職業別電話名簿 東京・横濱 12版、東京 p.482 では同店の電話番号が浅草局4317番および同局4318番と記されているが、この挨拶状では小石川局7519番と記されている。正確な理由は不明だが、浅草局の復旧の遅れから小石川局に管轄替えがなされていたのかも知れない。
- (10) 東京市區調査會(1912)、東京市及接続郡部地籍地圖下巻、浅草 p.2 および東京市區調査會(1912)、東京市及接続郡部地籍臺帳、浅草 p.1
- (11) 日本商工通信社編(1929)、職業別電話名簿 東京・横濱 19版、東京 p.600、日本商工通信社編(1929)、職業別電話名簿 東京・横濱 24版、東京 p.734 および日本商工通信社編(1936)、東京・横濱近縣職業別電話名簿第26版、東京 p.393
- (12) 内山模型製圖社編(1934) 東京市浅草區地籍圖および同社編(1935)、東京市下谷區地籍圖
- (13) 東京旅館組合本部編(1922)、東京旅館下宿名簿 大正十一年三月調、p.105

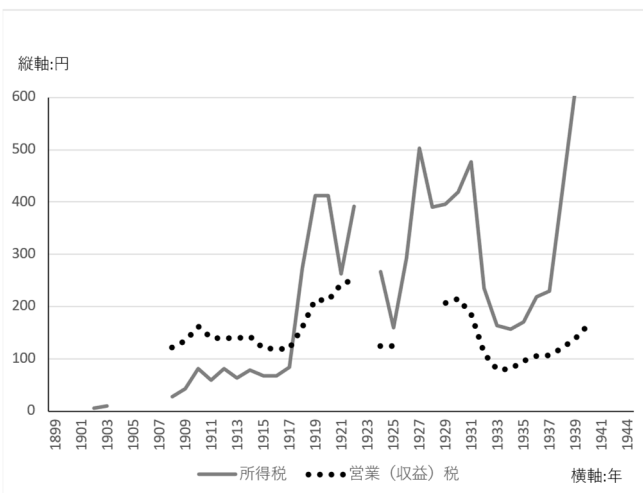


図17 所得税と営業 / 営業収益税の納税額の推移
 なかったと判断されたかも知れない)。

6. おわりに

本稿では個別の商業者の復旧・復興活動を史的に把握しながら、タイムラインの復元をおこなった。今回収集したような史料にその存在を記録し、残せるような商業者であれば、復旧・復興に成功するのは当然

- (14) 東京市区調査会 (1912)、東京市及接続郡部地籍臺帳、下谷 p. 22。那須館は「那須温泉」(上車坂町 14 番地 2) の名称で東京市区調査会 (1912)、東京市及接続郡部地籍地圖書下巻、下谷 p. 19 に登場する。
- (15) 東京市編 (1932)、帝都復興区劃整理誌 第三編 各説第三卷所載の第三十六地區區畫整理原形圖と東京市區調査會 (1912)、東京市及接続郡部地籍臺帳、下谷 p. 22 とでは上車坂町 14 番地 1 と 14 番地 2 の位置が入れ替わっている(上車坂通りに面するのが前者では 14 番地 1、後者では 14 番地 2) が、これは東京市編の錯誤であり、那須館のあった 14 番地 2 は変わらず上車坂町通りに面していたと断定した。
- (16) 内山模型製圖社編 (1935)、東京市下谷區地籍圖、第 13 圖
- (17) 東京市編 (1932)、帝都復興區劃整理誌 第三編 各説第三卷、p. 1092
- (18) 同上、p. 1976
- (19) 下谷総覧の名刺広告ページ、
- (20) 田村道太郎編 (1934)、日本辯護士協會 録事法曹口論號外日本辯護士會名簿、p.15
- (21) 日本商工通信社編 (1929)、職業別電話名簿 東京・横濱 22 版、東京 p. 262
- (22) 官報第二三一九號 昭和九年九月二十一日 金曜日、p.543 および辯理士會 (1944)、特許と商標第十三卷第一號 昭和十九年一月、p.45
- (23) 内山模型製圖社編 (1935)、東京市下谷區地籍圖、第 5 圖
- (24) 現在の台東区上野 6 丁目 5-3 に当たる。
- (25) 東京市区調査会 (1912)、東京市及接続郡部地籍臺帳、下谷 p.6
- (26) 内山模型製圖社編 (1935)、東京市下谷區地籍台帳、仲徒町四丁目 p. 11
- (27) 東京市編 (1932)、帝都復興區劃整理誌 第三編 各説第三卷、p.1042)
- (28) 東京人事興信所編 (1910)、日韓旅館要録第 4 版、p.10。『日本紳士録』によれば、第三版 (1896 年) から第五版 (1899 年) および第八版 (1902 年) では「小澤仙太郎福島屋」は日本橋区馬喰町三丁目目で営業しているとされるが、第六版 (1900 年)、第七版 (1901 年) では馬喰町と御徒町の二ヶ所で営業しているとされ、さらに第九版 (1903 年) 以降では営業所が御徒町のみ示されている。注 31 で記した通り、遅くとも 1880 年には営業を始めていたので、この「明治二十九年」の根拠は不明である。
- (29) 絵葉書：東京上野停車場前 旅館 福仙、謹奉賀新年、1906 年 1 月 1 日
- (30) 明治 29 年は 1896 年であるが、注 27 より、御徒町での営業が第六版刊行の前年 1899 年に始まったと判断した。
- (31) 篠田皇民編 (1923)、傳家寶典下谷總覧、東京人事調査所 / 下谷總覧編纂局、現代人物之部、p.35
- (32) 図 9 の角地にある掛行灯には「旅館福嶋屋 旅館福仙」とある。「福仙」とは「福嶋屋」の「(小澤) 仙太郎」を示す屋号なのだが、この「福嶋屋仙太郎」が 1880 年当時は日本橋区馬喰町 3 丁目 3 番地で営業していたという記録がある(横山錦柵編 (1880)、東京商人録、大日本商人録社、p.179)。篠田編 (1923) は仙太郎が小澤家に養子に入ったと記すが、この馬喰町の福嶋屋が小澤姓である(馬喰町 3 丁目 3 番地で旅館を営んでいた「小澤も」と(交詢社編 (1889)、日本紳士録第一版、p.134) が養母と考えられる)。馬喰町時代を考慮すると、開業年は日韓旅館要録第 4 版に記された 1896 年をかなり遡ることになる。
- (33) 下谷区御徒町 3・4 丁目の町会長。
- (34) 絵葉書：(東京名所) 上野公園ヨリ市街ヲ望ム
- (35) 絵葉書：浅草方面ノ焼跡其二 (47)
- (36) 東京市編 (1926)、東京震災録 寫眞帖及附圖、p.117、上野公園より見たる浅草方面 (十月十七日)
- (37) 絵葉書：(復興ノ東京) 上野公園ヨリ浅草本所方面ヲ望ム
- (38) 今和次郎 (1927)、民俗と建築、pp.198-199
- (39) 東京都公文書館所蔵(内田祥三文庫) 特別都市計畫法第六條ノ規定ニ依ル補償金調書 第三十四地區第二十八移転群 (MF1-47)
- (40) 前出の調書によれば、この部分(調書中の「告示前ノ建物ナルカ故ニ不許可又ハ無願建物ニ非ス」)の延坪数は 179.47
- (41) 東京市編 (1932)、帝都復興區畫整理誌 第二編 總説、pp.634-637。
- (42) 余語正夫 (1931)、我が町の今昔 下谷區徒三四町略史、口絵「上野驛正面前福仙旅館附近の一帯」
- (43) 東京市役所 (1937)、前掲書、p. 20。国土地理院の地図・航空写真閲覧サービスで 1944 年 11 月 7 日撮影の整理番号 8921 コース番号 C6 写真番号 149<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=747143>を確認すると、旅館 福仙の土地に 1928 年当時よりも階数の多い建物が立っているようには見えない。
- (44) 交詢社編 (1899)、日本紳士録第五版以降、第四七版まで
- (45) 1939 年：616 円、1940 年：1,318 円、1941 年 1,909 円、1942 年 3,472 円、1944 年：7,329 円 (1943 年は紳士録の刊行なし)